

それが爲に燈せしなるべし、徒流云、翌秋追善とて、茶屋ごとに挑灯をとぼして、軒にかけたり、其挑灯赤と青との立筋を付たる箱挑灯なりとぞ、友人久卿もこの事考へあり、其内に青樓雑話といふものを引て云、玉菊が三周忌の追善いとなまんとて、仲の町の家ごとに、挑灯を軒に出したり、其時十寸見蘭洲つる庄二郎一 水調子といふ河東ぶしの唄ひものを、竹婦人岩乾本に作らしめ、揚屋町に住める三線ひき河榮といふもの、家にて、追善のわざをなしたり、その時、茶屋々々も、玉菊をいとおしみければ、いひ合すともなく、家々に挑灯をともしけるとぞ、其後元文元年には箱挑灯にて、すそへ青黒の筋を付たるをかけつらねしとなり、翌年よりきりこ灯籠、まはり灯呂など作り出し、次第に潤色して、花美になれるといへり、此説によれば、三周忌よりのことにて、且ついひ合せ事もなく、家々に灯せしは、紋所をなすなど、區々に異なりしなるべし、筋を付たるは、あらぬ後の度なり、追善の袖草子の序に、身のうへの秋風をはや玉祭る頃にもなりぬと、光陰の挑灯に發句の追善を題すとは、挑灯に發句を書たるにあらず、子細ありて其翌年の秋より、茶屋毎に燭臺に作り花をして佛供となす云々、此説年月などの相違もありておぼつかなくはあれど、うら盆の燈籠は世上一同なれば、此里にも、もとより家々に挑灯はもととなり、唯こゝに子細ありてと云へるはまことなるべし、そは上に引る原武雜記に、そのむかし女郎のちやうちんともしたてたる時、西田屋名主停止せしといへる是なり、されど玉菊がことは露ほどもいはず、これは彼水てうしと云うたひもの、又袖草子などあるに、折しも其頃茶屋のちやうちん一やうにせし事などとり合せて、彼が追善より事起れりとはいひしなり、然らば青樓雑話の説のごとく、元文元年に、青黒の筋をつけたる箱挑灯を出し、それより種々の灯呂作れる事となりしなるべし、玉菊

とは、享保十三年、彼が追善の袖草子を引て奇跡考にいへり、またその墳墓の何くれと諸書を引て、友人久卿玉菊考あり、

〔一目千軒〕燈籠の事 井作り物島原京